



島根県報

令和4年7月22日（金）

第 330 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類	(青少年家庭課)	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	(森林整備課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	(")	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	(中小企業課)	4

【公 告】

公共測量の実施	(技術管理課)	6
---------	---------	---

【特定調達公告】

遺失物管理システム警察庁連携手順変更業務委託に係る随意契約の相手方等	(警察本部)	6
------------------------------------	--------	---

告 示**島根県告示第522号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

令和4年7月22日

島根県知事 丸 山 達 也

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16119	雑誌	絶対恋愛Sweet 2022年7月号	㈱笠倉出版	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるため。 (1) 性的感情を著しく刺激するもの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの
16120	雑誌	恋愛白書パステル 2022年7月号	㈱宙あおぞら出版	
16121	雑誌	麗人 7月号	㈱竹書房	
16122	雑誌	裏モノJAPAN 7月号	㈱鉄人社	
16123	コミック	エリートモデルは発情したい	㈱海王社	
16124	雑誌	特ダネTABOO!39	㈱インテルフィン	

島根県告示第523号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第524号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第525号

令和4年島根県告示第411号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年7月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市上府町イ2356	佐々木 英也

島根県告示第526号

令和4年島根県告示第412号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示する

とともにその要旨を告示する。

令和4年7月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
浜田市鍋石町603-1、604	佐々木 文雄

島根県告示第527号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年7月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ひまり大庭店・バースデイ大庭店・セリア大庭ショッピングタウン店・ドラッグストアウェルネス大庭店
島根県松江市大庭町1803-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1
株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗（ドラッグストアウェルネス大庭店）を設置する者の代表者の氏名
（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明

(4) 変更の年月日

令和4年4月1日

2 届出年月日

令和4年7月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第528号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年7月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア ウェルネス神門店 島根県出雲市神門町869番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明

(4) 変更の年月日

令和4年4月1日

2 届出年月日

令和4年7月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年7月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間
令和4年7月19日から同年12月31日まで
- 3 作業地域
松江市全域

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年7月22日

島根県警察本部長 池 田 宏

- 1 件名及び数量
遺失物管理システム警察庁連携手順変更業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年6月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社山陰支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
32,524,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。